

聖心女子大学図書館規程

(趣旨)

第1条 この規程は、聖心女子大学学則第6条に基づき、聖心女子大学図書館（以下「図書館」という。）に関し必要な事項について定める。

(目的)

第2条 図書館は、聖心女子大学（以下「本学」という。）における教育、研究、学習等に必要な図書及びその他の資料（以下「図書館資料」という。）を収集、整理、保存し、本学の学生及び教職員その他の利用に供するとともに、その教育、研究、学習等の発展と充実に寄与することを目的とする。

(図書館長)

第3条 図書館に図書館長（以下「館長」という。）を置く。

- 2 館長は、学長の命を受けて館務を統括し、図書館を代表する。
- 3 館長は、本学専任教職員のうちから学長が任命し、教授会に報告する。
- 4 館長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 館長に欠員が生じた場合の補欠の館長の任期は、前任者の残任期間とする

(図書館委員会)

第4条 図書館に、図書館の運営に関して、図書館長の諮問に応じるために図書館委員会を置く。

- 2 図書館委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第5条 図書館の事務は、聖心女子大学事務組織及び事務分掌規程に規定する図書館事務部が行う。

(図書館資料の管理)

第6条 図書館資料の収集・管理に関し必要な事項は、別に定める。

(図書館の利用)

第7条 図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、図書館に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 聖心女子大学図書館規則（昭和55年4月1日制定）は廃止する。